

60 条証明交付申請 作成要領

- ・提出部数は正本・副本の 2 部です。(請求書本紙以外の書類は正本のコピー可)
- ・別紙「都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書交付申請図書(参考)」の該当条項に応じ、必要書類をご確認ください。
- ・書類は下表の添付順序により整理してご提出ください。
- ・適合証明書の交付手数料は、1 件につき 4,000 円です。交付時にお渡しする納付書でお納めください。

添付 順序	名 称	作 成 要 領
1	交付請求書 (様式 27)	<ul style="list-style-type: none"> ◆証明を受けようとする土地について <ul style="list-style-type: none"> ・すべての土地の地番、地目を記載してください。 ・地積を除き、登記事項証明書のとおり記載してください。 ・所在は、字名まで記載してください。 ・地目は登記地目を記載してください。 ・地積は、実測面積を記載してください。 ・道路後退がある場合も後退前の面積を記載してください。 ◆建築物等の用途について <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請に記載の用途と合わせてください。 ・付属建物を増築する場合は、建築物等の用途を『既存建物の主要な用途(増築建物の用途)』と表現してください。例『住宅(離れ)』、『工場(車庫)』 ※用途が同じ場合は主要な用途のみ記載してください。 ◆建築物等の構造及び面積について <ul style="list-style-type: none"> ・すべての予定建築物を棟ごとに記載してください。 ・構造欄には主要構造と階数(例:「鉄骨造 3 階建」)、面積欄には延床面積と最高の高さを記入してください。 ◆都市計画法該当条項 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「都市計画法施行規則第 60 条に基づく適合証明書交付申請図書(参考)」の該当条項を記入してください。例) 開発許可済みの場合…『都市計画法第 29 条第 1 項許可済』 ◆欄内に書ききれないときは、「別紙のとおり」とし、別紙を添付してください。
2	委任状	◆復代理人が申請する場合も添付してください。
3	計画説明書	<ul style="list-style-type: none"> ◆以下の建築計画の概要を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築主の住所氏名、建築物の用途(使用目的)、建築物の使用者(居住者など)、主要構造及び階数、延床面積、最高の高さ、建築物の着工及び完了予定年月日 ・都市計画法に基づく新たな開発等の許可を必要としない根拠(理由)を記載してください。
4	位置図	<ul style="list-style-type: none"> ◆方位・縮尺(1/2,500 以上)を表示してください。 ◆申請敷地を朱線で明示してください。
5	現況図	<ul style="list-style-type: none"> ◆敷地造成を行う場合は、作成して添付してください。 ◆方位・縮尺(1/500 以上)を表示してください。 ◆申請敷地を朱線で明示してください。 ◆接道となる道路について、道路名称及び建築基準法上の道路種別、道路幅員を記載してください。
6	断面図	<ul style="list-style-type: none"> ◆敷地造成を行う場合は、作成して添付してください。 ◆計画地盤高と現況地盤高を記載してください。 ◆縮尺(1/100 以上)を表示してください。 ◆縦横 2 方向の断面図とし、境界、側溝、構造物等を記入してください。
7	土地利用計画図(配置図)	<ul style="list-style-type: none"> ◆方位・縮尺(1/500 以上)を表示してください。 ◆申請敷地を朱線で明示してください。 ◆接道となる道路について、道路名称及び建築基準法上の道路種別、道路幅員を記載してください。(道路後退がある場合は、道路線及び後退後の道路幅員も記載してください。) ◆予定建築物の形状、用途、主要構造及び階数、延床面積、最高の高さを記載してください。(既設建築物がある場合も同様) ◆新たな区画形質の変更の有無について記載してください。
8	建築平面図・立面図	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築面積・延床面積を記載してください。 ◆最高の高さ・最高の軒高を記載してください。
9	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ◆正本には、原本を添付してください。 ◆受付日から起算して 3 ヶ月以内のものを添付してください。

		※登記事項要約書、登記情報提供サービスから取得した登記事項(照会番号付含む)は、添付資料としては不可です。
10	土地の公図の写し	<p>【添付資料として可とするもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公図の写し(登記官の印あり)(コピー可) ・公図の写し(登記官の印なし) ・合成公図 ・登記情報提供サービスから取得した公図 <p>◆申請敷地を朱線で明示してください。</p> <p>◆公図の写し(登記官の印なし)、合成公図、登記情報提供サービスで取得した公図を添付する場合は、取得日(作成年月日)、取得者名(作成者名)、所管法務局備付の公図と内容に相違ない旨を記載してください。</p>
11	求積図	<p>◆道路後退がある場合でも、後退前の敷地全体の求積としてください。</p> <p>◆求積表を記載してください。</p>
12	農林漁業従事者である旨の証明書 農地転用許可書の写し	◆農林漁業用建物を建築する場合にいずれか1つ添付してください。
13	都市計画法に適合する旨の建築物敷地調書(様式 27-1)	<p>4 欄(主要用途)</p> <p>◆主要な用途のみ記載してください。例)一戸建て住宅に用途上不可分の離れを建築する場合は『一戸建て住宅』</p> <p>5 欄(都市計画区域および区域決定年月日)</p> <p>◆下部※1をご参照ください。</p> <p>6 欄(敷地の変遷)</p> <p>◆申請敷地が宅地に至った経過について、宅地化の時期、宅地化した面積(実測)、宅地化の法令上の手続状況について、時系列で記載してください。</p> <p>【参考：都市計画法の許可等の記載要領】</p> <p>線引き前…旧長浜市、びわ町、虎姫町：昭和46年6月11日より前に宅地化した場合。 上記以外の都市計画区域：昭和50年4月1日より前に宅地化した場合。 都市計画区域外(旧浅井町の一部、木之本町の一部、余呉町、西浅井町)：平成13年5月18日より前に宅地化した場合。</p> <p>許可済…都市計画法第29条に基づく開発許可を受け宅地化した場合。 適用除外…都市計画法第29条第1項第1号から11号までに該当する宅地化の場合。</p> <p>◆上記のいずれかに該当する項目を丸囲みしてください。</p> <p>◆「許可済」の場合は、該当条項及び許可年月日、「適用除外」の場合は該当条項を余白または下の備考欄に記載してください。</p> <p>◆計の面積が請求書に記載の面積と一致していることを確認してください。</p> <p>7 欄(建築物の変遷)</p> <p>◆既設建築物・予定建築物を記載してください。予定建築物を記載する時は『建築確認及び検査済証年月日・番号』欄に『今回申請』と記載してください。</p> <p>◆申請までに解体する建築物の記載は不要です。</p> <p>◆申請後に解体する建築物は、『▲○○.○○㎡』・『今回除却』と記載してください。</p>
14	現況写真	<p>◆申請敷地を朱線で明示してください。</p> <p>◆写真は敷地全体を巻く(四方わかる)ように撮影してください。</p> <p>◆写真撮影方向・箇所を別紙(配置図等)で明示してください。</p>
15	その他	<p>◆記載事項や資料の追加をお願いします場合があります。(開発許可書・建築確認済証の写し等)</p> <p>◆予定建築物が長浜市中高層等建築物に関する指導要綱の対象となる場合は『中高層等建築物計画書』を提出してください。詳細は、長浜市中高層等建築物に関する指導要綱をご確認ください。</p> <p>◆開発許可済地の場合、当時の許可基準を現在も満たしているか確認し現況図、土地利用計画図に示してください。</p>

※1

5 都市計画区域および区域決定年月日	・ 市街化区域	昭和46年3月10日(都市計画区域)	場所により時期が異なります。詳しくは、お問い合わせください。
	・ 市街化調整区域	昭和46年3月10日(都市計画区域) 昭和46年6月11日(市街化調整域)	
	・ 区域区分非設定都市計画区域	平成28年12月28日	各区域指定日

該当区域を囲ってください。